令和８年１月農業委員会総会議事録

令和8年1月26日午後2時00分、令和8年1月農業委員会総会を弘前パークホテル4階ラ・メェラに招集する。

出席委員 20名

1番	平井	秀樹	委員	3番	佐藤	修司	委員	4番	前田	優考	委員
5番	福士	章逸	委員	6番	金田	公隆	委員	7番	工藤	堅	委員
8番	對馬	雅之	委員	9番	藤田	善明	委員	10番	小林	政貴	委員
11番	木村	芳文	委員	13番	戸澤	幸彦	委員	14番	石岡	人志	委員
15番	田村眞裕美		委員	16番	岩谷	裕子	委員	17番	成田	毅	委員
18番	小田切	葵	委員	19番	兜森	弘義	委員	20番	髙橋	貴志	委員
21番	小田桐武志		委員	25番	小嶋	勇成	委員				

欠席委員 5名

12番	町田	高司	委員	22番	種澤	達也	委員	23番	嶋口	千速	委員
24番	石岡千鶴子		委員	26番	川村	陽彦	委員				

出席事務局 8名

事務局長	蒔苗　元	事務局次長	相馬　隆範
事務局次長補佐	伊藤　靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曽根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上　大輔
事務局岩木分室主幹	浅利　敏江	事務局相馬分室主幹	野呂　貴宏

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第１号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第２号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第３号　地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第５号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第６号　引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第７号　令和８年農作業臨時雇用標準賃金について
議案第８号　目標地図素案の決定について

報告第１号　農地法第３条の許可取消について
報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第３号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第４号　非農地の判断について

［開始時刻　14 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ただいまから令和８年１月農業委員会総会を開会いたします。それでは、開会に先立ちまして、前田優考会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　本日は、米沢昇司推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお願いします。
それでは、お手元の総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第４条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長、よろしくお願いします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。
欠席の通告があります。議席番号 12 番町田高司委員、22 番種澤達也委員、23 番嶋口千速委員、24 番石岡千鶴子委員、26 番川村陽彦委員の５名であります。ただいまの出席者数は 20 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。16 番岩谷裕子委員、17 番成田毅委員、18 番小田切葵委員、以上３委員を指名いたします。
また、書記には、事務局職員の石岡なおこ主幹を任命いたします。
議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第１号を議題といたします。議案第１号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第１号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第３条第１項及び同法施行令第１条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田３件 21,626.92 ㎡、畑 20 件 143,169 ㎡、合計 23 件 164,795.92 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 17 件 78,168 ㎡、畑 13 件 119,141 ㎡、合計 30 件 197,309 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る１月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、小田切葵委員、種澤達也委員、それに私、兜森であります。まず、３条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 142 番について申し上げます。譲受人は現在、土木工事の会社に勤務しておりますが、8 年ほど前から親戚の実家で、野菜栽培の一連の作業を手伝ってきました。また、妻も農業学校を卒業後、農作業に従事しており、農業経験は十分とのことです。今回、購入予定の中古住宅の隣の農地を取得する見通しがたったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、妻と自家消費用の野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 150 番について申し上げます。譲受人は、知人の農地でピーマン栽培の手伝いをした経験から、農業に興味をもち、自身でりんご栽培にも挑戦したいと考えるようになり、3 年

調査委員長　間、先輩の農地でりんご栽培を勉強してきました。今回、農地を取得する見通しがたったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も先輩のもとでりんご栽培を勉強するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。10ページをお開きください。所有権関係、受付番号160番について申し上げます。譲受人は、建設会社に勤務しておりますが、以前から農業にも興味があり、今回、自宅の隣の農地を取得する見通しがたったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、農家の母の指導のもと、自家消費用のトマトやきゅうりを栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。14ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号143番について申し上げます。借受人は、会社を退職後、6年間父のもとでりんご栽培を勉強し、板柳町主催のりんごまるかじり塾で2年間研修を受けました。今回、父が高齢になったことを機に自身で栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も父の指導のもと、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。18ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号153番について申し上げます。借受人である法人は令和7年8月に設立した農地所有適格法人です。現在、代表が所有する農地でぶどうを栽培しておりますが法人として農地を貸借し、農業経営と加工販売を一体的に行うため本申請に至ったと述べておりました。今後も同様にぶどうを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

髙橋貴志委員　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（髙橋貴志委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に5ページ、所有権関係、受付番号145番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号145番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第1号のうち、所有権関係、受付番号145番については、許可することに決定いたします。髙橋委員の着席をお願いします。

（髙橋貴志委員着席）

戸澤幸彦委員　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（戸澤幸彦委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に22ページ、使用収益権関係、受付番号161番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号161番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第1号のうち、使用収益権関係、受付番号161番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。

（戸澤幸彦委員着席）

議　　長　それでは、所有権関係、受付番号145番、使用収益権関係、受付番号161番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号145番、使用収益権関係、受付番号161番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第1号のうち、所有権関係、受付番号145番、使用収益権関係、受付番号161番を除く申請については、許可することに決定いたします。
次に、議案第2号を議題といたします。議案第2号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　25ページをお開き願います。議案第2号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑2件1,700㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。27ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号11番は、普通住宅1棟及び車庫で、農地区分が第3種農地のため、原則許可相当の農地区分であります。所有権関係、受付番号12番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、農業用施設であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第2号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第2号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第2号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第3号を議題といたします。議案第3号は「地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　29ページをお開き願います。議案第3号は、「地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。提案理由は、認定農業者より、農地法施行規則第53条第4号に規定される農地転用許可を不要とする特例に該当するか否かの検討を求める申出書が提出されたことから、特例に該当するかを判断し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴きたいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑1件2,128㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。31ページをお開きください。調査会では、申出書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号1番は、認定農業者が、地域計画の区域内の農地へ、精米所、糠小屋および農業用資材置き場を設置するものです。当該施設では、水を使用しないため汚水排水はなく、雨水は地下へ浸透するため、周囲への土砂の流出はありません。また、関係機関へ周辺農地への影響に対する意見を聴いたところ、意見なしとのことでした。これらのことから、農地転用許可不要特例に該当すると判断しました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第3号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第3号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第3号は農地転用許可不要特例が適用されることに決定し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴くものとします。
次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　33ページをお開き願います。議案第4号は「農用地利用集積等促進計画を定めるこ

事務局次長　との要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田7件21,793㎡、畑27件99,347㎡、合計34件121,140㎡であります。また、使用収益権関係が、田8件43,237㎡、畑9件47,928㎡、合計17件91,165㎡であります。なお、使用収益権関係の前会議までの決定件数における田の面積に誤りがありましたので総括表を修正してございます。前月の会議での面積が165,598㎡というように資料に書かれておりましたが、正しくは166,977㎡ということで、今月の会議の資料で訂正してございます。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長　35ページをお開きください。所有権関係、受付番号121番から44ページ受付番号154番及び45ページ使用収益権関係、受付番号45番から52ページ受付番号58番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。新規の農地取得について、報告いたします。40ページをお開きください。所有権関係、受付番号140番について申し上げます。譲受人は、非農家出身ですが、20代半ばから休日に自宅裏の菜園で野菜栽培を行っておりました。しかし、現状の面積だと手狭になってきており、さらに広い畑を求め探したところ、条件の良い農地を見つけたため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、20年以上にわたり携わってきた野菜栽培の経験を生かし、農業に関する基礎知識を有する妻と一緒に山菜等を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。44ページをお開きください。所有権関係、受付番号152番から154番及び46ページ使用収益権関係、受付番号46番から52ページ受付番号58番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、53ページ使用収益権関係、受付番号59番から61番については、所有者死亡の農地で相続人が不明または放棄しているため、所有者不明農地制度を活用し、県知事の裁定によって中間管理権を取得した農地中間管理機構から借受を希望した農業者へ農用地利用集積等促進計画を定めて権利設定を行うものであります。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

小嶋勇成委員　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（小嶋勇成委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に46ページ、使用収益権関係、受付番号46番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号46番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議がないものと認め、議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号46番につい

議　　長　　ては、原案のとおり要請することに決定いたします。小嶋委員の着席をお願いします。

（小嶋勇成委員着席）

平井秀樹委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（平井秀樹委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に51ページ、使用収益権関係、受付番号57番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号57番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議がないものと認め、議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号57番については、原案のとおり要請することに決定いたします。平井委員の着席をお願いします。

（平井秀樹委員着席）

議　　長　　それでは、議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号46番及び57番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号46番及び57番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第4号のうち、使用収益権関係、受付番号46番及び57番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第5号を議題といたします。議案第5号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　55ページをお開き願います。議案第5号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が1件1,872㎡、農用地区域内の用途変更が1件1,551㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。57ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号1番は、除外後の農地区分は第3種農地で、転用許可をすることができる農地区分であります。58ページをお開きください。弘前市用途変更の

小田桐調査副委員長　整理番号１番は、農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第５号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第５号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第５号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
次に、議案第６号を議題といたします。議案第６号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　59ページをお開き願います。議案第６号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第23条の７第42項及び地方税法施行規則附則第４条第３項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。農業を営むものが農業後継者となる推定相続人の１人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者または受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、初めて特例を受けた日、又は、前回届け出をした日から３年を経過する日までに、仙台国税局長または中南県税事務所長に提出することになっております。この届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。今会議に提出されました２件につきましては、農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、本日令和８年１月26日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第６号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第６号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第６号は原案のとおり証明することに決定いたします。
次に、議案第７号を議題といたします。議案第７号は、「令和８年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　61ページをお開き願います。議案第７号は、「令和８年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、農業委員会等に関する法律第６条第３項第２号の規定に基づき、「令和８年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであ

事務局次長　ります。毎年1月に設定している農作業臨時雇用標準賃金でありますが、本年の内容を62ページのとおり設定しようとするものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　広報委員会の報告をお願いします。

広報委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る1月13日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、對馬雅之委員と、私、髙橋が、農業委員の皆様から提出されました令和7年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和7年11月21日に改定されました青森県最低賃金に配慮しながら、検討いたしました。まず、「雇用賃金」の各項目の金額ですが、県の最低雇用賃金額が953円から1,029円と76円増額され、大幅に上昇したことを考慮し、10円単位での金額としています。また、昨年より低い金額となったものは、昨年と同額に据え置いております。63ページをお開き願います。こちらは算定資料となります。調査結果による実勢額から、「整枝せん定」で1時間当たり180円、「除袋・葉取り・収穫」で50円、「農作業一般」で20円の増額としました。次に、「オペレーター」の各項目の金額ですが、「トラクター」で100円、「スピードスプレヤー」で50円の増額としました。続きまして、64ページをお開き願います。「請負料金」の各項目の金額ですが、「荒代かき」で200円、「コンバイン乾燥なし」で140円、「乾燥あり」で100円、「ロールベーラー」で40円、「スピードスプレヤー」で1,000円の増額としました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第7号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第7号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第8号を議題といたします。議案第8号は、「目標地図素案の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　65ページをお開き願います。議案第8号は、「目標地図素案の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の目標地図の素案の決定について、同法第20条第2項の規定に基づき本会で決定したいので、審議を求めるものであります。目標地図につきましては、法律の定めにより、農業委員会が市から素案作成の依頼を受けて、市へ提出することとされております。今回は、昨年7月から2か月毎に総会で審議している地域計画からの除外等に係る軽微な変更のほか、市が毎年1回行う地域計画全体の見直しに係る目標地図素案を作成するものであります。これまでの対応でありますが、作成に当たって、令和5年度より、市内の農地を所有又は借受等により耕作権を有する世帯に「今後の農業経営意向に関する調査」を行っております。委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご尽力いただき、およそ82パーセントに当たる9,955世帯の意向を把握し、これを基に1筆ごとに10年後の農業を担う者を検討するため国の地図作成システムを活用し、原案を作成しております。その後、昨年12月に各地区で開催した集落座談会において原案を提示し、地区の方々の意見及び、1月に市より依頼のあった地域計画からの除外、新たな農地の位置付けなどの修正を反映したものを、お諮りするものであります。66ページをご覧ください。まず、市から修正依頼がありました件数と面積は、地域計画からの除外が2件2,023㎡、地域計画への新たな農地の位置付けが2件39,248㎡であります。なお、地域計画からの除外及び新たな農地の位置付けにつきましては、事前調査会が開催されております

事務局次長　ので、説明は省略いたします。また、このあと、皆様に地図の方を確認していただきますが、先に、議案の70ページの全体の見直しに係る内容を総括してご説明いたします。記載してある内容ですが、縦に市から依頼を受けた区割りである10地区が示されております。また、左から横に地区の農地の筆数、面積、そして目標地図素案に農業を担う者として位置付けられた農地の筆数と面積を比較できる形で記載しております。市全体といたしまして、農地の筆数が83,682筆、面積をヘクタールで申し上げますと15,239ヘクタールに対して、目標地図素案に農業を担う者として位置付けられた農地の筆数が69,235筆、面積が12,919ヘクタールであります。なお、全体の見直しに係る内容につきましては、農地集積推進委員会が開催されております。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　事前調査会では、市で策定した地域計画から除外、及び地域計画に編入する農地について検討をいたしました。今回除外する予定の2件、2,023㎡の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、地域計画への編入の申し出があった2件39,248㎡の農地は、補助事業を活用するため、地域計画に位置づける必要があることから、地域計画の変更及び目標地図の素案の作成は妥当であると判断いたしました。以上であります。

議　　長　農地集積推進委員会の報告をお願いします。

農地集積推進委員長　本日の総会に提案されている議案について、去る1月14日に農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田高司副委員長、佐藤修司委員、種澤達也委員、工藤堅委員、それに私、木村が出席し、目標地図の素案について内容を検討しております。委員会では、すべての地区において、地図及び付随する対象農地の耕作予定者を合わせて確認をいたしました。意向がわからない農地や農業を担う者を位置付けられない農地はありますが、法令に定める農地所有者等の意向が、およそ82パーセント把握できている内容であることや、これまでの「地域計画に係る協議の場」の内容が正しく反映されたものであることから、本素案は妥当なものと判断いたしました。なお、この目標地図素案は今後も毎年度更新を重ねていくとのことであり、農地集積推進委員会といたしましては、引き続き、委員の皆様のご協力をいただきながら、意向把握ができていない農地所有者等の調査を進めるとともに、「今後、活用が見込めない農地」の非農地判断を適正に行うなどにより、地図のフォローアップに努めて参りたいと考えております。以上であります。

議　　長　それでは、10分間ほど休憩します。この間に各委員は掲示されている目標地図素案の確認をお願いいたします。会議の再開を3時としますので、それまでに着席してください。お願いします。

＜休　憩＞

議　　長　それでは会議を再開します。議案第8号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第8号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第8号は、委員会報告のとおり決定いたします。

議　　長　　次に、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　71ページをお開き願います。報告第1号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数は、畑2件2,571㎡であります。なお、取消理由につきましては、73ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　　報告第1号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　75ページをお開き願います。報告第2号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田8件45,375㎡、畑15件126,078.67㎡、合計23件171,453.67㎡であります。なお、届出理由につきましては、77ページから80ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第2号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　81ページをお開き願います。報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田7件30,189㎡、畑6件26,473㎡、合計13件56,662㎡であります。なお、解約理由につきましては、83ページから84ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第3号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第4号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　85ページをお開き願います。報告第4号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、「農地法の運用について」第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断し同通知第4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田64筆63,765㎡、畑82筆130,730㎡、その他5筆13,121㎡合計151筆207,616㎡であります。以上であります。

議　　長　　報告第4号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了　15 時 05 分〕